

平成22年8月27日

都道府県後期高齢者医療広域連合事務局 御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

後期高齢者医療制度における健康診査事業
及び医療費適正化事業の推進について

後期高齢者医療制度の施行につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

後期高齢者医療制度の健康診査については、生活習慣病の早期発見により、適切に医療につなげて重症化を予防する観点から重要であり、健康診査の実施体制の更なる充実を図っていただくことが必要であることから、昨年度、各後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）には、貴管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）等と協議の上、健康診査受診率向上計画（以下「受診率向上計画」という。）を策定いただき、事業を進めていただいているところです。

しかしながら、今般交付申請のあった平成22年度の健康診査事業の実施計画において、受診者数見込が受診率向上計画より下回る広域連合が相当数見受けられますので、該当する広域連合におかれましては、貴管内市町村と積極的に連携を図り、受診率向上計画の達成に向け、事業取組の推進や健康診査の実施体制の充実を図っていただきますようお願いいたします。

また、医療費適正化については、行政刷新会議から実施を指示された「行政事業レビュー」において、「医療費通知送付、ジェネリック医薬品希望カード配布の100%実施」及び、「ジェネリック医薬品利用差額通知の実施率の向上」等を改革案として掲げております。

つきましては、医療費通知及びジェネリック医薬品希望カード配布が未実施である広域連合におかれましては、平成23年度から事業が実施できるよう、現段階から予算措置及び関係団体等との協議を進める等の準備を行うとともに、その検討状況について、平成22年10月29日までに当課監理係あて任意の様式にて報告していただきますようお願いいたします。

また、ジェネリック医薬品利用差額通知の実施についても、平成23年度より各広域連合において実施できるよう、予算措置及び実施方法等の検討を進めていただきますようお願いいたします。

なお、医療費適正化に係るその他の重点的な取組として、医療費減額査定通知の実施及び重複・頻回受診者への訪問指導についても、積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

(照会・送付先)

厚生労働省保険局高齢者医療課

企画法令係 一瀬 (健康診査事業)

監理係 鈴木 (医療費適正化事業)

Tel : 03-5253-1111 (内線 3199、3193)

メール : ichinose-kentarou@mhlw.go.jpsuzuki-yoshiki@mhlw.go.jp

医療費適正化事業について

1. 保険者等の医療費適正化の取組(平成22年5月31日行政事業レビュー公開資料より抜粋(※は今回追記))

医療費通知の100%実施を推進します。

医療費通知が未実施の保険者にあつては、100%実施に向け、国として指導・啓発を図る。

※未実施の広域連合:4箇所(新潟・長野・島根・宮崎)

後発医薬品の更なる使用促進のため、希望カードの100%配布や利用差額通知の実施率の向上を図ります。

国の目標である「平成24年度までに後発医薬品のシェア(数量ベース)を30%以上」を達成するため、健保組合を含めた保険者の実施状況を把握するとともに、希望カードの100%実施に向け、実状を踏まえた指導・啓発及び支援を実施。

また、後発医薬品利用差額通知についても、各保険者の実状に即した指導・啓発及び支援を行い、実施率の向上を図る。

※希望カード配布が未実施の広域連合:6箇所(秋田・神奈川・静岡・三重・兵庫・奈良)

※後発医薬品利用差額通知の実施状況

- ・協会けんぽ 21年7月:広島支部で実施。22年1月~6月に全国展開(段階的)
- ・市町村国保 20年7月~:広島県呉市で実施。21年度より11都道府県(43市町村)において実施。
- ・後期高齢者医療広域連合 22年度~:福島県で9月より実施。

(平成22年度より国庫補助(補助率1/2)を開始し、平成23年度より大幅に拡充予定)

2. その他の重点的な取組

医療費減額査定通知の実施

未実施の広域連合:9箇所(東京・神奈川・新潟・静岡・滋賀・京都・岡山・山口・徳島)

重複・頻回受診者への訪問指導の実施

未実施の広域連合(28箇所)にあつては、都道府県や市町村等と連携し、マンパワーの確保も含めた実施に向けての体制を整え、積極的に取り組んでいただきたい。

※平成21年度の実施状況

実施広域連合数 14

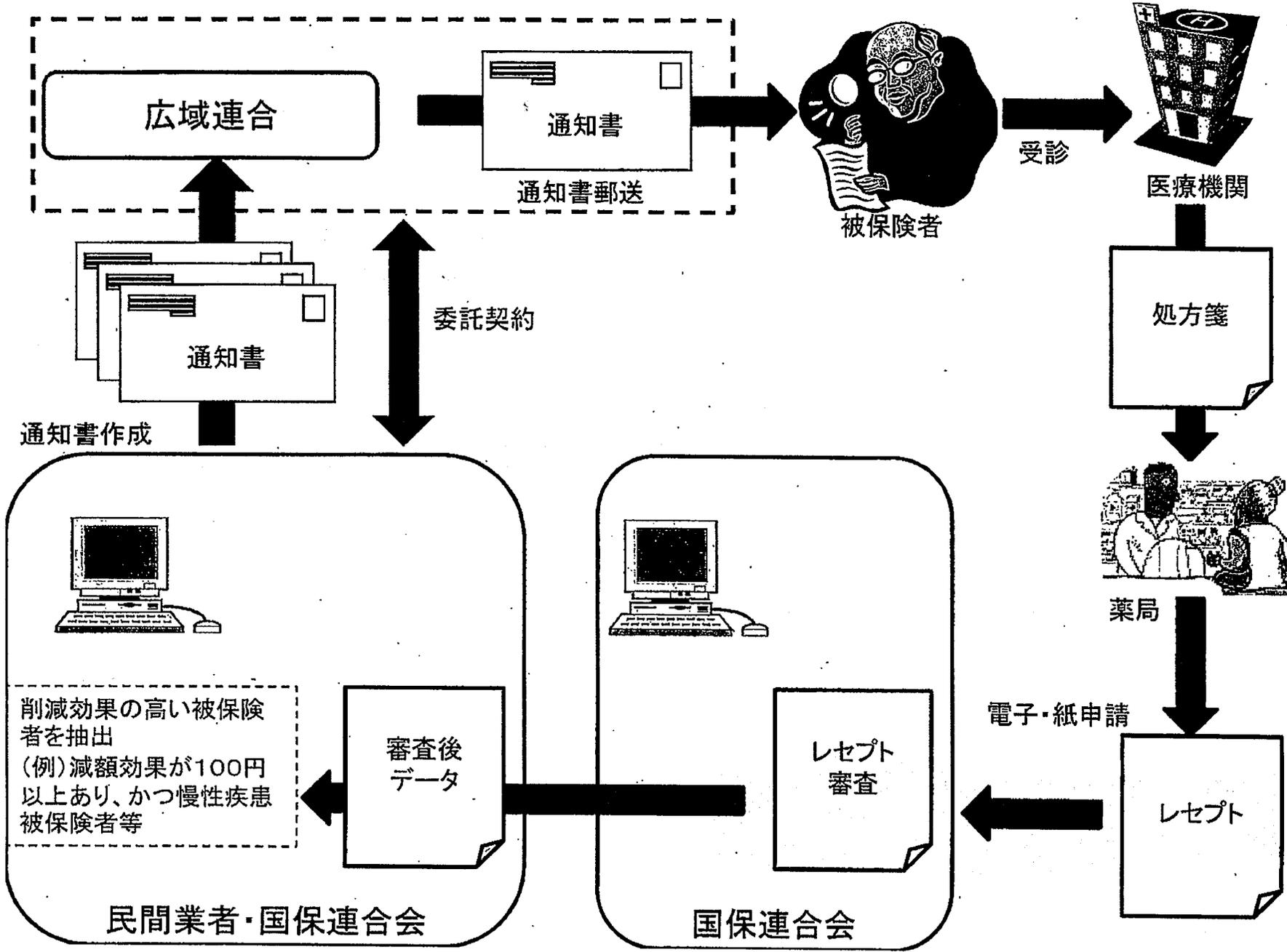
総費用額 55,131千円(うち広域連合負担額(保険料、市町村負担金) 31,714千円)

訪問指導人数 3,530人 改善された人数 1,564人 改善率 44%

指導後3ヶ月の効果額 161,482千円(医療給付費) 1人あたり1ヶ月あたり効果額 34,416円

後発医薬品利用差額通知事業の概要

(参考資料)



○後発医薬品利用差額通知例

(参考資料)

〒123-4567
 □□□市□□□
 1丁目-23-45

〇〇 〇〇 様

〇〇後期高齢者医療広域連合事務局
 〒123-4567
 □□□市□□□
 1丁目-23-45

ジェネリック医薬品はこんなお薬です。

これまで効き目や安全性が実証されてきたお薬と同等と認められた低価格なお薬です。

ジェネリック医薬品を処方してもらうには？

病院・診療所または薬局にて医師・薬剤師に相談して下さい。

【お問い合わせ先】
 お知らせの見方や薬剤の概要、ジェネリック医薬品に関するお問い合わせ
 フリーダイヤル 0120-XX-XXXX

**ジェネリック医薬品に切り替えた場合の
 薬代の自己負担の軽減額に関するお知らせ**

〇〇 〇〇 様

あなたが、〇〇年〇〇月に処方された下記の薬剤について、同一成分のジェネリック医薬品に切り替えられた場合には、患者負担額が、〇〇〇〇円以上安くなる可能性があります。

平成〇〇年〇〇月分の処方実績		ジェネリック医薬品に切り替えることで削減できる金額
薬局名	負担額	
▲▲▲薬局		
◎◎錠 40mg	1,962	750~
◎◎錠 5mg	1,067	708~
◎◎錠 3mg	2,520	699~
合計	5,549	2,157~

※負担額は薬にかかった金額のみです。
 ※国や市町村から医療助成を受けている場合など、実際の負担額とは異なる場合があります。
 ※ジェネリック医薬品への切り替えができない場合もありますので、詳しくは担当の医師や薬剤師へご相談ください。